

## ◇ 小ホール 初回利用者免除使用料

(単位:円)

区分			使用時間		午 前	午 後	夜 間	全 日
					(9:00~12:00)	(13:00~17:00)	(18:00~22:00)	(9:00~22:00)
入場料を 徴収しない場合	平 日	準 備	3,717	6,615	9,072	17,514		
		本 番	5,310	9,450	12,960	25,020		
	土・日 休 日	準 備	5,267	9,702	13,734	26,145		
		本 番	7,524	13,860	19,620	37,350		
入場料を 徴収する 場合	入場料が 1,000円 以下の場合	平 日	準 備	3,717	6,615	9,072	17,514	
			本 番	5,580	9,900	13,590	26,190	
		土・日 休 日	準 備	5,267	9,702	13,734	26,145	
			本 番	7,902	14,490	20,610	39,240	
	入場料が 1,001円以上 3,000円 以下の場合	平 日	準 備	3,717	6,615	9,072	17,514	
			本 番	5,850	10,350	14,220	27,450	
		土・日 休 日	準 備	5,267	9,702	13,734	26,145	
			本 番	8,280	15,300	21,600	41,040	
	入場料が 3,001円以上 5,000円 以下の場合	平 日	準 備	3,717	6,615	9,072	17,514	
			本 番	11,430	20,430	28,170	54,000	
		土・日 休 日	準 備	5,267	9,702	13,734	26,145	
			本 番	16,290	30,060	42,570	80,910	
入場料が 5,001円 以上の場合	平 日	準 備	3,717	6,615	9,072	17,514		
		本 番	15,120	26,730	36,630	70,650		
	土・日 休 日	準 備	5,267	9,702	13,734	26,145		
		本 番	21,240	39,330	55,620	105,750		
練習を目的として 使用する場合		平 日	1,593	2,835	3,888	7,506		
		土・日 休日	2,257	4,158	5,886	11,205		
楽屋	第 1 楽 屋		2,800	2,800	2,800	7,120		
	第 2 楽 屋		2,800	2,800	2,800	7,120		

(注) 1 「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当りの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をもって入場料とします。

2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日です。

3 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行いません。

4 あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合の超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120%に相当する額とします。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とします。

5 準備・練習又は後片付けのために使用する場合の使用料は、本番料金(入場料を徴収しない場合の本番料金をいう。)の70%に相当する額です。

6 練習を目的として使用する場合(引き続き練習以外の目的で使用する場合及び引き続き、又は同時に練習以外の目的で大ホールを使用する場合を除く。)の使用料は、本番料金(入場料を徴収しない場合の本番料金をいう。)の30%に相当する額です。

7 1回の使用に係る使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

8 初回利用免除使用料は、新潟県民会館管理細則第6条第6項で定める芸術文化団体で、自ら実演等するために主催する芸術文化に関する催物で使用する場合(ただし、新潟県民会館ホール調整実施要領により使用日を決定する催物及び実行委員会形式により開催される催物で使用する場合は除く)に適用します。ただし学校主催免除に該当する場合は適用しません。

その施設使用料および超過使用料は、条例で定める使用料および超過使用料の90%に相当する額とします。(楽屋を除く)